

消防危第 250 号
令和 7 年 12 月 23 日

各 都 道 府 縿 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 7 年 総務省令第 112 号）
が令和 7 年 12 月 23 日に公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第 1 改正内容に関する事項

特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、渦電流探傷試験を活用できるよう規定の整備を行うこととしたこと。（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年 総理府令第 55 号）第 20 条の 8 関係）

第 2 施行期日に関する事項

公布の日の翌日から施行することとしたこと。

（連絡先）

消防庁予防課危険物保安室

石野、鈴木

T E L 03-5253-7524

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp